

チャータークルーズ旅行条件書（国内募集型企画旅行）

取消日（旅行開始日の前日から起算して）	取消料
91日前まで	無料
90日～61日前まで	旅行代金の10%
60日～31日前まで	旅行代金の20%
30日～21日前まで	旅行代金の30%
20～9日前まで	旅行代金の40%
2日～旅行当日（出発前）まで	旅行代金の50%
旅行開始後（出発後）または無道徳不参加	旅行代金の100%

- (2) 当社の責任と認められないローンの取扱いの事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
(3) 旅行代金が明日までに支払われないうちは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと見做し、取消料と同額の違約料をいただきます。
(4) お客様のご都合による出発日の変更、遅延・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

14. 旅行開始前の解除

- (1) お客様の解除権
①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
a.旅行契約内容が変更されたときは、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
b.第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、遅延・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d.当社がお客様に対し、第5項の②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
e.当社のお客様に弊すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行を実施することが不可能となったとき。
③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。
- (2) 当社の解除権
①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
a.お客様が当社あらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれが有ると認められたとき。
d.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日曜・旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
f.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
g.天災地変、戦乱、暴動、遅延・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(2)の②による旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻します。

15. 旅行開始後の解除

- (1) お客様の解除権
①お客様のご都合により途中で離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
②お客様が別室に滞さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可航になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができますが、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の取に払い、又はこれらから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当社の解除権

- ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
b.お客様が第4項(3)から(5)までのいづれかに該当することが判明したとき。
c.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者のによる当社の指示への遵背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行に安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
d.天災地変、戦乱、暴動、遅延・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となると見做すとき。

②解除の効果及び払い戻し

本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の金目と既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が自らごの提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が旅行サービス提供者に支払い済み又はこれらを支払うべき取消料、違約料その他の金目とを費用を差し引いて払い戻しいたします。
③本項(2)の①a、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来にわたってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに対する当社の債務については、有効な弁済がなされるものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、「第12項(2)の(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払い戻しあつては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の返額又は旅行開始後の解除による払い戻しあつてはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
(2) 本項(1)の規定は、第19項（当社が責任）又は第21項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
(3) お客様の出発日より1ヶ月以内にお申込金に払戻しをお申し出ください。
(4) クーポン・券類の引渡し後の払戻しについては、お渡したクーポン・券類が必要となります。クーポン・券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- (1) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
(2) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
(3) 現地添乗員表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
(4) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行って頂きます。
(5) 現地添乗員が行ない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合に必要で代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被らられた損害を賠償します。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきまして、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じた旅行日程の変更もしくは旅行の中止②遅延・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③遅延・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更・旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒の発生⑦遅延機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞り時間の短縮
(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日より起算して4日以内に当社について申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は個人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

20. 特別補償

- (1) 当社は本項(1)の当社の責任が生じると否かを問わず、当社が特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被った一定の損害につきましては死亡補償金（1500万円）・後遺障害補償金（1500万円を上限）・入院見舞金（2万円～20万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あり10万円を上限、1募集型企画旅行のお客様1名あたり15万円とします。）を支払います。
(2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切りされない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限られ、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被らられた損害が、お客様の故意、過剰な運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー・搭乗、超軽運動機（モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれていないときは、この限りではありません。
(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。

- (5) 当社は本項(1)に基づき補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

 旅行企画実施	 観光庁長官登録旅行業第1979号（一社）日本旅行業協会正会員
 株式会社 大丸松坂屋百貨店 松坂屋名古屋店 旅行センター	 日本旅行業協会
 愛知県名古屋市中区栄3-16-1 電話番号：052-264-3911	 旅行業公正取引委員会
 総合旅行業務取扱管理者：近藤仁彦	

- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹運係、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又は当社申込金に申し出なければなりません。

- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたとしたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責に帰すべき事由によるものであるときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様が当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

- (5) クーポン・券類の失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます。）の第20項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。

- (2) オプションツアーの進行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第20項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません（但し、当該オプションツアーのご利用日数が主たる募集型企画旅行の「無害日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）。また、当該オプションツアーの進行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該進行事業者の定めに従います。
(3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を含め記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、その旨は第20項の特別補償規程は適用しません（但し、当該オプションツアーのご利用日数が主たる募集型企画旅行の「無害日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）。が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する比率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らか場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず遅延・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴う変更の場合は変更補償金を支払います。）、
ア、旅行日程に支障をきたす天災、火災、地震、イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、欠航、不通、休業等遅延・宿泊機関等の旅行サービスの中止、カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画に よらない運送サービスの提供　キ、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のため必要な措置

- ②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
(2) パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けたこととされた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15％を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がひとつり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

- (3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様滞りした場合	旅行開始日以降にお客様滞りした場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを超える場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外と異なる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における面行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注2：⑤に掲げる変更については、①～④の利率を適用せず。⑥の利率を適用します。
注3：1件とは、運送機関の場合1乗客船位に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注4：②⑦⑧に掲げる変更が乗船又は泊り中の中で複数生じた場合であっても、1乗船又は1泊につき1変更として取り扱います。
注5：②⑧に掲げる変更が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、遅延・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 運送契約による旅行条件

- 当社は当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）」を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下で異なります。
(受託旅行者により当該取扱が必要な場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者ににより異なります。)
①1本項及び「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
②申し込みの際、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
③通信契約による申し込みは、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知の方法により有効に通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
④当社が発信会社のカードにより所定の圧縮後の会員の署名なくして「パンフレットに記載する全額旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」（ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前の場合「14日目にあたる日（休業日にあたる場合や翌営業日）」とします。
⑤契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
⑥与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けががある場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これを保障するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めいたします。国内旅行保険については、お申込書の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報のお取扱い

- (1) 当人は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目においてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択された場合は、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引渡できないことがあります。

- (2) 当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付するにしております。その他、当社とは、①当社ら及び当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報をお提供させていただくことがあります。

- (3) 当社は、旅行添乗業務、空港等でのあつぱりサービス企業等に於いて、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社が当該委託先企業に対して当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

- (4) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様の連絡にたい必要な最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業理念、お客様のお申込の簡便化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のため、これを利用させていただきますこととがあります。なお、お客様の個人データの取り扱いについては、「株式会社大丸松坂屋百貨店（http://www.daimaru-matsuzakya.com）」をご参照ください。

- (5) 当社は、旅行先でのお客様がお客様の等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及びお持ちえの航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込に出発前までにお申し出下さい。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

28. その他

- (1) お客様が個人的な理由・買物等を添乗員等に依頼された場合もしくは伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不満足による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。お客様のご便宜をはかるため土産物店に購入することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしません。
(2) お客様が、航空会社から任意で搭乗予定以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意し、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配業務・旅程管理業務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅程保証責任・特別補償責任は発生しませんので、ご了承ください。
(4) 当社ははいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
(5) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっております。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。